

新旧対照表（令和元年5月改正）

新（令和元年5月）	旧（平成30年5月）	改正点及び改正理由等
<p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>54. JIS規格</b></p> <p><b>JIS規格</b>とは、日本<b>産業</b>規格をいう。</p>	<p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>54. JIS規格</b></p> <p><b>JIS規格</b>とは、日本<b>工業</b>規格をいう。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した。</p>
<p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>2. 設計図書の照査</b></p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る<b>設計図書</b>の照査を行い、該当する事実がある場合は、<b>監督員</b>にその事実が<b>確認</b>できる資料を<b>提出</b>し、<b>確認</b>を求めなければならない。</p> <p>なお、<b>確認</b>できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、受注者は、<b>監督員</b>から更に詳細な説明又は<b>資料</b>の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p><b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</b></p> <p><b>また、施工前の設計図書の照査において該当する事実がない場合は、監督員にその旨を報告しなければならない。</b></p>	<p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>2. 設計図書の照査</b></p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る<b>設計図書</b>の照査を行い、該当する事実がある場合は、<b>監督員</b>にその事実が<b>確認</b>できる資料を<b>書面により提出</b>し、<b>確認</b>を求めなければならない。</p> <p>なお、<b>確認</b>できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。<b>また</b>、受注者は、<b>監督員</b>から更に詳細な説明又は<b>書面</b>の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した。</p>

新旧対照表（令和元年5月改正）

新（令和元年5月）	旧（平成30年5月）	改正点及び改正理由等
<p><b>1-1-5 施工計画書</b>  <b>2. 変更施工計画書</b>            受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（<b>工期や数量等の軽微な変更は除く</b>）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-1-5 施工計画書</b>  <b>2. 変更施工計画書</b>            受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した。</p>
<p><b>1-1-20 建設副産物</b>  <b>4. 再生資源利用計画</b>            受注者は、佐賀市建設副産物再生利用方針第6条に定める計画書の作成対象工事において、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合は、<b>法令に基づき</b>、再生資源利用計画を<b>建設副産物情報交換システム(COBRIS)に速やかに入力</b>し、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-1-20 建設副産物</b>  <b>4. 再生資源利用計画</b>            受注者は、佐賀市建設副産物再生利用方針第6条に定める計画書の作成対象工事において、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物、<b>土砂及び碎石</b>等を工事現場に搬入する場合は、再生資源利用計画を<b>所定の様式により</b>作成し、施工計画書に含め<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した。</p>

新旧対照表（令和元年5月改正）

新（令和元年5月）	旧（平成30年5月）	改正点及び改正理由等
<p><b>5. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、佐賀市建設副産物処理方針第6条に定める計画書の作成対象工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥及び建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合は、<b>法令に基づき再生資源利用促進計画を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に速やかに入力し</b>、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 実施書の提出</b></p> <p>受注者は、佐賀市建設副産物処理方針第6条及び佐賀市建設副産物再生利用方針第6条に基づく実施書の作成対象工事を実施した場合、<b>成工検査までに同システムにより実績を入力し</b>、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>5. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、佐賀市建設副産物処理方針第6条に定める計画書の作成対象工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥及び建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合は、再生資源利用促進計画を<b>所定の様式に基づき</b>作成し、施工計画書に含め<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 実施書の提出</b></p> <p>受注者は、佐賀市建設副産物処理方針第6条及び佐賀市建設副産物再生利用方針第6条に基づく実施書の作成対象工事を実施した場合、<b>成工検査までに実施状況を記録した</b>再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>「佐賀県」に合わせて改正した。</p>